

ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議

2月24日より始まったロシアによるウクライナへの侵攻は、ウクライナへの重大な主権侵害であり、力による一方的な現状変更は認められない。

今回の事態は、欧州にとどまらず、国際社会の平和と秩序、安全を脅かし、かつ明らかに国連憲章に違反する重大な行為である。

戦争のない平和な世界の実現は人類共通の願いであることから、鳴門市議会では昭和60年に鳴門市非核平和都市宣言を行っている。

世界平和を希求する国際社会の一員として鳴門市議会は、ロシア軍による戦闘行為の即時停止及び部隊のロシア国内への完全な撤収がなされるよう、政府に対し国際社会と緊密に連携し迅速かつ毅然とした態度でロシアに臨むことを要請する。

以上、決議する。

令和4年3月15日

鳴門市議会